

那 霸 市 公 報

第 1 4 3 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 380

公 告

廃棄物認定放置自動車の撤去について (管財課) 380

住民票の職権消除の公示について (市民課) 381

病院管理規程

那霸市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を
改正する規程 382

教育委員会規則

那霸市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則 383

那霸市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則 384

告 示

那霸市告示第 4 0 号
平成 1 8 年 6 月 9 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那霸市公告第 2 1 号
平成 1 8 年 6 月 1 3 日
掲 示 済

廃棄物認定放置自動車の撤去について

下記の放置自動車 2 台を、那霸市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例第 7 条の規定により廃棄物として認定したので、当該自動車の所有者等は、平成 18 年 7 月 17 日までに撤去してください。

当該期限までに所有者等が撤去しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 の規定に基づき撤去・処分します。

なお、所有者等が判明した場合は、処分に要した費用について、所有者等から徴収します。

那霸市長 翁 長 雄 志

記

1 放置場所

地番：那霸市壺川 1 丁目 15 番 4

2 自動車の形状等

項目	放置自動車その1	放置自動車その2
(1) メーカー	トヨタ	マツダ
(2) 車名等	タウンエース	カペラ
(3) 塗色	白	白
(4) 登録番号	沖縄 45 て 67-11	沖縄 59 め 24-40
(5) 車台番号	CR26-0044873	GD6P-204671

3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課 電話番号 098-862-9904 (直通)

那覇市公告第 2 4 号
平成 1 8 年 6 月 2 1 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

病院管理規程

那霸市病院管理規程第16号

平成18年6月12日

公 布 済

那霸市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那霸市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

那霸市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成15年那霸市病院管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3工企業医療職給料表(3)初任給基準表備考第3号中「2級13号給」を「2級15号給」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第8号

平成18年6月13日

公 布 済

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則（平成11年那覇市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

職員駐車土地使用施設
小禄学校給食センター
真和志学校給食センター

第4条の表職員駐車土地使用施設の項中

「 を

那覇市民体育館
小禄学校給食センター
真和志学校給食センター

」

「 に改める。

小禄学校給食センター
真和志学校給食センター

」

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第9号
平成18年6月13日
公 布 済

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則(昭和58年那覇市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。